育児休業取扱通知書

　　　　　　　　　　様

令和　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　㊞

あなたが令和　　　　年　　　　月　　　　日にされた育児休業の（申出・期間変更の申出・申出の撤回）について，「育児休業等に関する規則」に基づき，その取扱いを下記のとおり通知します（ただし，期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます）。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １育児休業の期間等 | ・適正な申出がなされていましたので申出のとおり　令和　　　　年　　　　月　　　　日から　令和　　　　年　　　　月　　　　日まで休業して下さい。・申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を　令和　　　　年　　　　月　　　　日にして下さい。・あなたは下記理由により育児休業の対象者でないので休業することはできません。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・あなたが令和年月日にした休業申出は撤回されました。 |
| ２育児休業期間中の取扱い等 | ①育児休業期間中については給与を支払いません。②所属はとします。③あなたの社会保険料本人負担分は免除されます。④あなたの社会保険料本人負担分は月現在で１月約円ですが，育児休業を開始することにより，月から給与の天引きができなくなりますので，月ごとに施設から支払請求書を送付します。指定された日までに下記へ振込むか，施設に持参して下さい。（振込先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）⑤地方税については，市町村より直接納税通知書が届きますので，それに従って支払って下さい。⑥職場復帰プログラムを受講できますので希望の場合は施設長に申し出て下さい。 |
| ３育児休業後の勤務条件 | ①育児休業後のあなたの基本給は級号円です。②令和年月の賞与については算定対象期間に日の出勤日がありまので，出勤日数により，日割りで計算した額を支給します。③退職金の算定に当たっては，育児休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。④復職後は，原則としてで育児休業をする前と同じ職務に就いていただく予定ですが，休業終了１か月前に正式に決定し通知します。 |
| ４その他 | お子さんを養育しなくなる等あなたの育児休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは，なるべくその日に施設長あて電話連絡をして下さい。この場合の育児休業終了後の出勤日としては，事由発生後２週間以内の日を施設と話し合って決定していただきます。 |